公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	法人番号	予定価格（税込・円）	契約金額（税込・円）	落札率	再就職の役員の数（人）	備考
官公庁区域及び老朽化庁舎に関する基礎調査等（２６）業務 東京都千代田区霞が関２－１－２ 令和８年５月２１日～令和９年２月２６日 建築関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房官庁営繕部長 佐藤　由美 東京都千代田区霞が関２－１－２	令和8年5月20日	株式会社日本設計 東京都港区虎ノ門一丁目２３番１号	会計法第２９条の３第４項、予算決算及び会計令第１０２条の４第３号 本業務は、一定の官公庁区域内の建築制限及び関連制度活用の現況の整理等を行うとともに、老朽化調査等の現況を調査し、その利活用・再整備における技術的な制約・課題を抽出し、今後の施設整備のための基礎資料を作成するものである。 本業務の実施にあたっては、高度な技術的判断を必要とするため、簡易公募型プロポーザル方式によることとし、業務実施方針等を審議した結果、上記業者は、他者より業務の実施方針及び手法並びに技術力に優れていると認められた。 したがって、上記業者と契約するものである。	5011101036563	79,068,000	78,870,000	99.75%		
中央合同庁舎第３号館耐震改修（２６）エレベーター設備工事 東京都千代田区霞が関２－１－３ 令和８年７月２８日～令和９年１月２９日 機械設備工事	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房官庁営繕部長 佐藤　由美 東京都千代田区霞が関２－１－２	令和8年7月27日	三菱電機ビルソリューションズ株式会社 東京都千代田区丸の内２－７－３	会計法第２９条の３第４項、予算決算及び会計令第１０２条の４第３号 本工事は、平成１３年１２月に三菱電機ビルテクノサービス株式会社（現三菱電機ビルソリューションズ株式会社）が施工した中央合同庁舎第３号館の乗用エレベーター（８号機）について、現行基準に適合させるための耐震性能の向上及び安全対策の強化対策を実施する改修工事である。 現行基準に適合させるためには、元施工者が独自に設計した機械室や昇降路内機材等の耐震補強及びエレベーターの運行制御に係わる制御盤の改修並びに元施工者が独自開発した制御用プログラムやソフトの追加・改修を行う必要があり、既設エレベーター設備と密接不可分の関係にある。本工事を元施工者以外に施工させた場合、エレベーター設備の機能安全性の確保並びに使用に著しい支障が生じる恐れがあるため、元施工者以外では対応が出来ない。 以上の理由により、元施工者である上記業者と随意契約をするものである。	5010001030412	27,412,000	27,280,000	99.52%		
令和８年度官庁営繕事業におけるBIM活用に関する調査検討業務 東京都千代田区霞が関２－１－２ 令和８年７月２８日～令和９年３月１９日 建築関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房官庁営繕部長 佐藤　由美 東京都千代田区霞が関２－１－２	令和8年7月27日	一般財団法人建築保全センター 東京都中央区新川一丁目２４番８号	会計法第２９条の３第４項、予算決算及び会計令第１０２条の４第３号 本業務の実施にあたっては、高度な技術的判断を必要とするため簡易公募型プロポーザル方式によることとし、業務実施方針等を審議した結果、上記業者が、本業務を適切に遂行するための能力を有していると判断された。 したがって、上記業者と契約するものである。	4010005018719	37,686,000	37,642,000	99.88%		
令和８年度官庁営繕業務に係るデータ活用方策及びデジタル技術の適用可能性調査検討業務 東京都千代田区霞が関２－１－２ 令和８年７月２８日～令和９年３月１９日 建築関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房官庁営繕部長 佐藤　由美 東京都千代田区霞が関２－１－２	令和8年7月27日	一般社団法人公共建築協会 東京都中央区新川一丁目２４番８号東熱新川ビル内	会計法第２９条の３第４項、予算決算及び会計令第１０２条の４第３号 本業務の実施にあたっては、高度な技術的判断を必要とするため簡易公募型プロポーザル方式によることとし、業務実施方針等を審議した結果、上記業者が、本業務を適切に遂行するための能力を有していると判断された。 したがって、上記業者と契約するものである。	6010005018493	29,084,000	29,040,000	99.85%		
令和８年度建築保全業務共通仕様書等の改定に関する調査検討業務 東京都千代田区霞が関２－１－２ 令和８年７月２９日～令和９年３月１５日 建築関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房官庁営繕部長 佐藤　由美 東京都千代田区霞が関２－１－２	令和8年7月28日	一般財団法人建築保全センター 東京都中央区新川１－２４－８	会計法第２９条の３第４項、予算決算及び会計令第１０２条の４第３号 本業務の実施にあたっては、高度な技術的判断を必要とするため簡易公募型プロポーザル方式によることとし、業務実施方針等を審議した結果、上記業者が本業務を適切に遂行するための能力を有していると判断された。 したがって、上記業者と契約するものである。	4010005018719	29,744,000	29,590,000	99.48%		

官庁施設に求められる性能の規定のあり方に関する調査検討業務 東京都千代田区霞が関２－１－２ 令和８年７月３０日～令和９年３月１９日 建築関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房官庁営繕部長 佐藤　由美 東京都千代田区霞が関２－１－２	令和8年7月29日	一般社団法人公共建築協会 東京都中央区新川一丁目２４番８号東熱新川ビル内	会計法第２９条の３第４項、予算決算及び会計令第１０２条の４第３号 本業務の実施にあたっては、高度な技術的判断を必要とするため簡易公募型プロポーザル方式によることとし、業務実施方針等を審議した結果、上記業者が、本業務を適切に遂行するための能力を有していると判断された。 したがって、上記業者と契約するものである。	6010005018493	28,237,000	28,160,000	99.73%		
令和８年度官庁施設におけるライフサイクルカーボン削減に関する調査検討業務 東京都千代田区霞が関２－１－２ 令和８年７月３１日～令和９年３月１９日 建築関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房官庁営繕部長 佐藤　由美 東京都千代田区霞が関２－１－２	令和8年7月30日	株式会社日建設計 東京都千代田区飯田橋２－１８－３	会計法第２９条の３第４項、予算決算及び会計令第１０２条の４第３号 本業務の実施にあたっては、高度な技術的判断を必要とするため簡易公募型プロポーザル方式によることとし、業務実施方針等を審議した結果、上記業者が、本業務を適切に遂行するための能力を有していると判断された。 したがって、上記業者と契約するものである。	9010001006111	47,531,000	47,520,000	99.98%		
令和８年度公共建築工事等における歩掛りに関する実態調査及び解析資料作成業務 東京都千代田区霞が関２－１－２ 令和８年８月６日～令和１０年９月２９日 建築関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房官庁営繕部長 佐藤　由美 東京都千代田区霞が関２－１－２	令和8年8月5日	一般財団法人　建設物価調査会 東京都中央区日本橋大伝馬町１１－８	会計法第２９条の３第４項、予算決算及び会計令第１０２条の４第３号 本業務の実施にあたっては、高度な技術的判断を必要とするため簡易公募型プロポーザル方式によることとし、業務実施方針等を審議した結果、上記業者が、本業務を適切に遂行するための能力を有していると判断された。 したがって、上記業者と契約するものである。	6010005018675	45,716,000	45,705,000	99.98%		
令和８年度公共建築工事積算に関する調査検討業務 東京都千代田区霞が関２－１－２ 令和８年８月６日～令和１１年３月１６日 建築関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房官庁営繕部長 佐藤　由美 東京都千代田区霞が関２－１－２	令和8年8月5日	一般財団法人　建築コスト管理システム研究所 東京都港区西新橋三丁目２５番３３号	会計法第２９条の３第４項、予算決算及び会計令第１０２条の４第３号 本業務の実施にあたっては、高度な技術的判断を必要とするため簡易公募型プロポーザル方式によることとし、業務実施方針等を審議した結果、上記業者が、本業務を適切に遂行するための能力を有していると判断された。 したがって、上記業者と契約するものである。	4010405010399	61,666,000	60,720,000	98.47%		

官庁施設における中規模木造庁舎のコストに関する検討業務 東京都千代田区霞が関２－１－２ 令和８年８月６日～令和９年３月１９日 建築関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房官庁営繕部長 佐藤　由美 東京都千代田区霞が関２－１－２	令和8年8月5日	株式会社ファインコラボレート研究所 東京都港区元赤坂一丁目1番15号ニュートヨビル	会計法第２９条の３第４項、予算決算及び会計令第１０２条の４第３号 　本業務の実施にあたっては、高度な技術的判断を必要とするため簡易公募型プロポーザル方式によることとし、業務実施方針等を審議した結果、上記業者が、本業務を適切に遂行するための能力を有していると判断された。 　したがって、上記業者と契約するものである。	4010401039038	49,819,000	49,610,000	99.58%		